

希望の党「知る権利」の条文の提案理由

希望の党案

〔情報の開示の請求及び公開〕

第 17 条の 2 国民は、法律の定めるところにより、国及び公共団体が有する情報の開示を求める権利を有する。

2 国及び公共団体は、公共の福祉に反しない限り、その保有する情報を公開しなければならない。

●現行憲法に対する考え方

- ・ 国民が言論活動を通じて政治的意思決定に関与することは民主主義社会にとって欠くことのできないものである。そして、国民は、さまざまな事実や意見を「知る」ことによって、はじめて政治に有効に参加することができる。そして、国家の役割が拡大した現代においては、情報収集活動を公権力に妨げられないことだけでなく、公権力に対して情報の開示を請求できることも重要である。
- ・ 日本国憲法には「知る権利」の明文規定はなく、こうした要請には、まず、地方公共団体が「情報公開条例」を制定することによって応えてきた。そして、国においても平成 11 年に情報公開法が制定されるに至り「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定める」こととされた。
- ・ しかし、平成 30 年の通常国会においては、いわゆる「モリ・カケ問題」で杜撰な公文書管理や政府の情報公開に対する消極的な姿勢が明らかになり、大島理森衆議院議長をして「議院内閣制の基本的な前提を揺るがすものである」と言わしめる事態となった。こうした問題を踏まえると、情報にアクセスする権利としての知る権利を憲法上規定することには、大きな意義がある。

●希望の党案の考え方

- ・ 本条は、政治に参加する国民が十分な情報を得ることが、民主的な政治過程の維持に極めて重要な役割を果たすものであり、そのような観点から国民の公的機関に対する情報開示請求権等を定めたものであるため、参政権や国務請求権（15 条～17 条）の次に「17 条の 2」として位置付けた。
- ・ 1 項は、国民の側からの情報開示請求権を定めたものである。
- ・ 他方、2 項は、そのような情報開示請求権に対する応答に限らず、国や公共団体がその保有する情報をより積極的に公開しなければならないことを定めたものである。ただし、「公共の福祉に反しない限り」という限定を付しており、公にすることにより国の安全や外交などに支障を及ぼすおそれのある情報まで公開することを義務付けるものではない。
- ・ 以上のような憲法改正がなされることにより、憲法上の明確な要請として、情報公開制度の充実と、その前提をなす公文書管理の徹底が図られるようになり、民主主義社会の確固とした基盤を築くものになると考えている。